

新型コロナウイルス感染症に対する弊社の対応について

新生ホームサービス株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまには謹んでお見舞い申し上げますとともに、一刻も早いご回復を心よりお祈りいたします。

弊社では新型コロナウイルス感染症の拡大にあたり、お客様、お取引先様、弊社従業員とその家族の安全確保および事業の継続のため、日々変化する状況に応じた対応を実施しております。

4月7日に発令された政府による緊急事態宣言が5月25日に解除されました。

緊急事態宣言解除後における弊社の事業営業方針について以下のとおりご説明いたします。

政府より緊急事態宣言の解除が発表されましたが、まだまだ予断を許さない状況です。

「感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていくこと」、これが政府の方針です。

失業者や廃業を余儀なくされる事業者が多く出ている中、『新しい生活様式』をいち早く定着させ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくとともに、一人でも多くの方の命を守っていくことが最重要課題となります。

まだまだ時間を要すると見られている中ではございますが、新型コロナウイルスの収束後、命の次に重要な課題となってきますのが、私たちの生活を支える日本経済の復興であると思われまます。そのとき、日本経済の被害を最小限に抑えることができれば、それが大きな足掛かりとなってくると考えられます。

政府の方針とこうした現状を踏まえ、弊社におきましては、密閉・密集・密接「3つの密」に該当しない営業に限り、最小限の範囲でさせていただいております。

弊社従業員は感染予防のための多くの対策を徹底しております。

面談が可能なお客様のみ、ご協力をお願い申し上げますとともに、ご理解のほどよろしくごお願い申し上げます。

■感染予防のための具体的な取り組み

(1)従業員の体調管理の徹底

- ・出勤前の検温を徹底し、該当者の出勤禁止措置

37.5度以上の発熱、もしくは通常体温を著しく上回る場合

発熱に関係なく嗅覚、味覚に異常が見られる場合

顔色の異変、のどの痛み、咳が出るなど自覚症状がある場合

(2)感染予防の徹底

- ・事業所内での赤外線体温計による検温の実施
- ・執務室内の除菌剤の設置、次亜塩素酸による空間除菌
- ・定期的な手の除菌の実施（消毒用アルコールの設置）
- ・感染予防を目的としたマスク着用の徹底
- ・執務室内の常時換気の徹底
- ・ゴールデンウィーク期間の施工工事の一時休止（4月29日から5月6日）
- ・日常生活における不要不急の外出自粛

(3)管理部門の業務体制の変更

- ・在宅勤務の導入
- ・執務時の座席間隔の確保
- ・時差出勤の実施
- ・WEB会議の実施
- ・不要不急の部門、スタッフの休業と業務の停止

(4)営業活動における感染予防の徹底

- ・お客様との面談時には、原則マスクを着用
- ・手洗い、うがい、消毒、咳エチケット等の衛生管理の徹底
- ・社用車での移動時における車内換気の徹底
- ・「3つの密」の回避策として全支店の使用を一時休止（4月27日から5月13日）
- ・「3つの密」に該当しない営業活動の徹底
- ・ゴールデンウィーク期間の営業自粛（5月2日から5月6日）

上記に併せて、適宜従業員からの報告相談を受け付け、社内における状況把握を行っております。

■弊社において感染者が発生した場合の対応

弊社従業員に感染者が発生した場合は、お客様、お取引先様、従業員とその家族の安全確保を第一とし、医療機関および保健所の指導に従い、当該拠点の一部または全体の閉鎖や該当エリアの消毒、感染者の行動歴の特定や濃厚接触者の調査・特定および就業制限等を実施いたします。

弊社は今後も国（政府・関係省庁）及び各都道府県等の方針に従うことを原則として、状況を注視しながら、必要な対応を実施してまいります。そして、お客様、お取引先様、弊社従業員の安全確保および事業の継続に全力で努めてまいります。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。